「資産の有効活用等に関する検討会」運営要領(案)

「資産の有効活用等に関する検討会」(以下、「検討会」という。)の運営については、 この運営要領の定めるところによる。

1 構成員

- (1) 検討会は、別紙に掲げる委員より構成し、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)が開催する。
- (2) 検討会の座長は、互選により決定する。
- (3) 検討会には、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)および担当政務官が出席するほか、必要に応じ、外部有識者その他関係者の出席を求めることができる。

2 会議の公開

- (1) 検討会における配布資料は、原則として、公表する。
- (2) 検討会の議事録は、原則として、公表する。

3 その他

前各項に掲げるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、 座長が定める。

資産の有効活用等に関する検討会 委員リスト

会田 一雄 慶應義塾大学総合政策学部 教授

川口 有一郎 早稲田大学大学院ファイナンス研究科 教授

島本 幸治 BNP パリバ証券会社 投資調査本部 チーフストラテジスト

冨山 和彦 株式会社経営共創基盤(IGPI) 代表取締役 CEO

内藤 隆明 野村證券株式会社 執行役員 アセット・ファイナンス担当

吉野 直行 慶應義塾大学経済学部 教授